

今定例会で可決した

意見書(全文)

今定例会で可決した意見書は次のとおりです。意見書は関係機関に送付いたしました。

公共工事における建設労働者の適正な労働条件確保等に関する意見書

建設業就業者数は全国で約600万人、都内では約48万人となっており、建設産業は、我が国の基幹産業として社会資本整備と雇用機会の確保に大きな役割を担ってきた。

しかしながら近年、緊縮財政の下、建設工事の中心となる公共工事が減少し、企業間の受注競争が激化の一途をたどっている。このため下請けや末端の建設労働者の労働条件にシワ寄せが生じており、労働条件の悪化や建設技能労働者の減少による公共工事の品質低下が懸念されている状況にある。

国は本年4月に、公共工事の品質確保の基本理念、発注者の責務や品質確保のための発注手続などを定めた「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を施行した。

しかし、公共工事における安全や品質を確保するためには、国や地方公共団体が発注者としての責務を果たすことはもとより、雇用の安定や技能労働者の育成も重要な課題である。

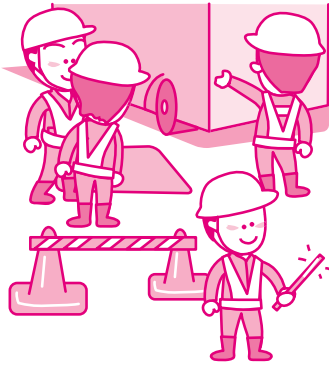
よって、足立区議会は国会及び政府に対し、建設労働者の適正な労働条件と、公共工事の品質を適切に確保するため、下記事項を早急実現することを強く

求めるものである。

- 1 公共工事における建設労働者の生活できる賃金、労働条件の確保及び建設業退職金共済制度の徹底を図ること
- 2 建設労働者への賃金が適切に支払われるよう条件整備を図ること
- 3 公共工事に携わる建設技能労働者の確保・育成を図ること

と (6月17日議決)

(衆・参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣あて)



用語解説

意見書

区民のみなさんの生活に直接関わることも、それが国や東京都などの仕事の場合には、区だけでは解決できません。このような場合には、地方自治法に基づき、区議会の意思を「意見書」や「要望書」としてまとめ、国会や大臣、都知事などの関係機関に提出し、問題の積極的な解決を求めていきます。

また、区議会の意思表明として「決議」を行うこともあります。

あなたの声を請願・陳情で

請願・陳情とは

請願・陳情は、区民のみなさんの意見・要望を区政に反映させる重要な制度です。

請願は議員の紹介が必要ですが、陳情は必要ありません。足立区議会では、陳情も請願と同じように審査しています。

請願・陳情の審査

受理した請願・陳情は、所管する委員会で審査され、本会議において、その内容に賛成できるものは「採択」、そうでないものは「不採択」とします。

また、次回以降も引き続き審査を必要とするものは「継続審査」とする場合もあります。

採択したもので、足立区に関するものは区長や教育委員会などの執行機関に送り、国や都に関するものは、意見書や要望書として関係機関に送付し、議会の意思を伝えていきます。

なお、請願・陳情の代表者の方には、本会議での審査結果(採択、不採択、継続審査)をお知らせしています。

提出する時期・提出先

請願・陳情はいつでも提出することができます。

本会議招集日の7日前(ただし、土・休日を除く。)までに提出されたものは、当該会期中

に審査を行います。

また、本会議最終日の4日前(ただし、土・休日を除く。)までに提出されたものは、本会議最終日に所管委員会に付託し、閉会中での審査に付します。

請願・陳情の提出は、区議会事務局までお願いいたします。

請願書・陳情書の書き方

所定の様式はありませんが、左記を参考にしてお書き下さい。

なお、請願書・陳情書に必要な事項は次のとおりです。

- 請願・陳情の趣旨(具体的に)
- 請願者・陳情者の住所、氏名、電話番号
- (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名)
- 押印(私印、ただし自署の場合は不要)
- 紹介議員の署名又は記名押印(陳情書の場合は不要)
- 提出年月日
- あて先(足立区議会議長)
- 問合せ 区議会事務局議事係

☎3880)5797



ぜひ、傍聴して下さい!!

傍聴の受付について

区議会では、区民のみなさんの生活に関わる様々な問題について活発に議論を展開しています。本会議には通常、区長をはじめ助役、収入役、教育長や各部長などが出席しています。区政がどのような方針で進められていくのかわかることができます。

また、委員会では議案の審査のほか、みなさんから提出された請願や陳情などの審査を行っています。

本会議をはじめ、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会などでも傍聴できます。

本会議の傍聴

本会議場は本庁舎中央館7・8階に位置しており、本会議場の傍聴席は8階にあります。

傍聴席は車椅子で利用できる4席を含め、一般傍聴者分として84席、報道関係者分として20席を用意しています。

また、本会議の様子は中央館1階のマルチビジョンで同時中継しています。

本庁舎にお立ち寄りの際は、ぜひご覧下さい。

本会議や委員会の傍聴を希望される方は「傍聴券」が必要となります。

傍聴の申込みは、開会予定時刻の1時間前から30分前まで本庁舎中央館6階の区議会事務局で受け付けています。

なお、傍聴席には限りがありますので、定員を超えた場合は抽選を行い、定員に満たない場合は先着順に傍聴券をお渡しします。

傍聴券には住所・氏名を記入していただき、係員に提示し、本会議場、委員会室に入ってください。

お帰りの際には傍聴券を返却していただきますので、紛失されないようご注意ください。

本会議・委員会の日程については、区議会ホームページもしくは、お電話でご確認下さい。

問合せ 区議会事務局議事係

☎3880)5797

足立区議会のHPアドレスは、<http://www.gikat-adachi.jp>

請願書・陳情書の例

〇〇〇〇〇〇についての請願(陳情)

請願(陳情)の趣旨
.....

理由
.....

請願者(陳情者)
住所 〇〇〇〇 印(自署の場合は不要)
氏名 〇〇〇〇
電話 〇〇〇〇

紹介議員(陳情には不要)
氏名 〇〇〇〇 印(自署の場合は不要)
年 月 日

足立区議会議長 様

表彰

全国市議会議長会と関東市議会議長会より、足立区議会議員6名が表彰されました。

- 全国市議会議長会 1名
- 関東市議会議長会 5名
- 特別表彰(30年以上)
- 一般表彰(10年以上)

委員会の傍聴

常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の傍聴席は30席(報道関係者・車椅子を利用する方を含めます。)を用意しています。



本会議場傍聴席